特　記　仕　様　書

多治見市上下水道施設課

事業番号 施下修第3-13号

事業名 合流4系最終沈殿池汚泥掻寄機用減速機修繕

施工場所 多治見市前畑町5丁目地内

事業内容 合流4系最終沈殿池クロス汚泥掻寄機用減速機更新 1台

　　　　型式　CHHM05-6160DB-TL-3481　同等品以上

　　　　　　E1A0　0.4kw　400V　60Hz　1800r/min

出力軸右回転　屋外型　設定トルク980N/m

　 参考：既設型式　HMS05-21610B-TL

　　　　　　　　架台加工 1式

既設機器撤去・新設機器据付作業　　　　　　　　　　　 1式

試運転調整 　　　 　　　　　　　　　　 1式

その他必要なもの・作業 　　　　　　　　　　　 1式

その他

・機器撤去、据付に際してスプロケットは現地で取り外し再使用すること。

・契約書・特記仕様書の定めにない事項については、発注者に協議すること。

・環境への配慮

1. 本工事においての発生した廃棄物については産廃処分・リサイクル等、発生品に応じて適正に処分すること。
2. 必要な消耗品等の購入については、パッケージなどの少ないもの、リサイクルの容易なものを優先する。
3. 文房具、その他消耗品についても再生品を優先利用するなど、グリーン購入に努めること。
4. 不必要なアイドリングはストップし環境に配慮すること。

・妨害又は不当要求に対する通報義務

1. 受注者は契約の履行に当たり、暴力団または暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
2. 受注者は暴力団または暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。